

## 令和3年度「宮崎県防災の日」に係る防災啓発業務委託仕様書

### 1 業務の目的

大規模災害から県民の命を守るためには、県民の「自助」・「共助」が極めて重要である。特に、過去の災害に学び、最新の知見に基づいて、耐震化や備蓄、避難場所の確認などの事前の備えを行うことが大切であり、そのためには防災知識の普及や防災意識の啓発が不可欠である。

県では毎年5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」と定めて重点的に防災啓発を行っており、令和3年度も、5月23日の「宮崎県防災の日」に併せて、県民の防災力の向上を図ることを目的に防災啓発イベント等を実施する。

また、近年、全国各地に大きな被害をもたらしている豪雨災害などの風水害の記憶を風化させることなく、あらためて風水害への備えを徹底すること及び令和3年度に改正される避難情報について広く周知を実施することを広報の内容とする。

### 2 委託期間

令和3年4月1日から令和3年6月10日まで

### 3 委託業務の内容

委託業務は次のとおりとする。

#### (1) 防災啓発イベント「宮崎県防災の日フェア」の企画・運営

##### ① 開催日時・場所

- ・日時：令和3年5月23日（日）午前10時～午後4時
- ・場所：イオンモール宮崎

【ひなたテラス、ウエストコート、レストランコート、スペースコート】

##### ② 当日のイベントは防災関係団体・企業も加えた企画を予定しているため、各企画の実施機関と実施に係る事前調整を行い、当日の運営を行うこと。

ステージイベントを実施するために必要な音響資機材等の準備や当日の舞台進行管理、司会者の手配など、コンサート運営に係る業務を行うこと。

##### ③ 来店者の防災への備えに対する興味を喚起するとともに、使用会場それぞれの特性を活かした啓発イベント（ひなたテラス）を企画すること。

##### ④ 使用会場（屋内）に防災関係団体・企業のPRブースを配置すること。出展者の選定は県で行うが、ブースに必要な備品（長机・椅子・システムパネル等）の調達・設営、出展者への事前説明等は受託業者で行うこと。

ア ブース出展は、約20団体程度

イ 一団体につき、必要に応じて、長机（180cm）2台、椅子2脚、掲示用システムパネル（H1800cm、W900）4台を準備し、システムパネルには出展者名表示板を準備すること。

ウ 各ブース毎に感染症対策に必要な備品等を準備すること。

エ その他ブース展示に必要な備品（電源）等は各団体と別途調整すること。

- ⑤ 県では、次のとおり来場者に配布可能な物品を準備しているため、来場者に配布すること（全てを配布する必要はない）。
- |                |           |
|----------------|-----------|
| ア スタンプラリー抽選会景品 | 約 1,000 個 |
| イ ポケットティッシュ    | 約 2,000 個 |
- （「宮崎県防災の日」について説明したラベルチラシが挟まれたもの）
- ⑥ 当日は本県のマスコットキャラクター「みやざき犬」（ひい、むう、かあ）のスケジュールを確保予定。「みやざき犬」の特性を生かした活用については提案事項とする。
- ⑦ イベントの効果的な周知・広報については提案事項とする。

## （2）テレビ・ラジオCMの制作放映

- ① 次の事項を県民に啓発する内容とする。
- ア 宮崎県防災の日（本年は5月23日）の周知。  
※平成17年の台風14号の被害を踏まえて平成18年に制定された県防災対策推進条例により、梅雨入り前の5月第4日曜日を宮崎県防災の日と定めている。
  - イ 平時から災害に備えておくことが重要であること
  - ウ 「宮崎県防災の日フェア」イベントの告知
  - エ 令和3年度に改正される避難情報の周知
- ② テレビ（15秒）・ラジオ（20秒）それぞれ少なくとも各1種類は制作すること。
- ③ 少なくとも下記の放送局において放送すること
- テレビ：株式会社テレビ宮崎及び株式会社宮崎放送
  - ラジオ：株式会社エフエム宮崎及び株式会社宮崎放送
- ④ 放送期間・回数
- ・期間 5月8日（土）～5月23日（日）
  - ・回数 テレビCM 32回以上、ラジオCM 32回以上
- ⑤ その他
- ・制作したCMを記録したDVDを納品すること。

## （3）ポスター・チラシの作成

宮崎県防災の日のPR及び「宮崎県防災の日フェア」の告知、令和3年度に改正される避難情報の周知を行う内容とする。

- ① ポスター B2サイズ（フルカラー） 350枚以上  
※ポスターの納期は令和3年4月末日とする。
- ② チラシ A4サイズ両面（両面フルカラー） 4,000枚以上
- ・ポスターとチラシ表面は同一デザインの提案でも可とする。
  - ・制作したチラシ・ポスターの原稿をデータ（PDF及びA i）で納品すること。

## （4）その他の防災啓発業務

SNS、情報番組、ニュース特集等、パブリシティを活用した提案も併せて行うこと。

#### 4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項

##### (1) イオンモール宮崎との調整

会場確保等イオンモール宮崎との全体調整は県で行うが、具体的なイベント実施に関する調整を行うこと。

##### (2) 事業費見積もり

費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めるものとする。

##### (3) 納期

ポスター以外の成果品の納期については、別途協議の上、決定するものとする。

#### 5 その他

##### (1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

成果品の全部又は一部に受託者が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合において、県は成果物を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

また、成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

##### (2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

##### (3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。